

東京医療保健大学障がい学生修学支援委員会規程

(設置)

第1条 東京医療保健大学 障がい学生修学支援規程第5条第2項に基づき、東京医療保健大学 障がい学生修学支援委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 大学経営会議で任命する専任教員
- (2) 学生支援センター長
- (3) 教務部長
- (4) その他委員会が必要と認めた者

2 委員会には委員長をおき、大学経営会議により指名する。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に挙げる事項を審議する。

- (1) 支援の申し出に関する事項
- (2) 具体的な支援に関する事項
- (3) 支援に係る関係部の調整に関する事項
- (4) 支援体制に関する事項
- (5) 施設・設備の整備に関する事項
- (6) その他障がい学生の修学支援に関し必要と認める事項

(召集)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

(議決)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生支援センターが行う。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。